

規制の事後評価書

令和 6 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

1	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により緩和された規制	
(1)	風俗営業の許可の基準	1
(2)	風俗営業の管理者の欠格事由	4
(3)	特定遊興飲食店営業の許可の基準	7
(4)	特定遊興飲食店営業の管理者の欠格事由	10
(5)	古物営業の許可の基準	13
(6)	古物営業の管理者の欠格事由	16
(7)	質屋営業の許可の基準	19
(8)	警備業の認定の基準	22
(9)	警備員の基準	25
(10)	警備員指導教育責任者資格者証の交付の基準	27
(11)	機械警備業務管理者資格者証の交付の基準	30
(12)	インターネット異性紹介事業の欠格事由	33
(13)	探偵業の欠格事由	36
(14)	確認事務の委託の登録基準	39
(15)	駐車監視員資格者証の交付の基準	41
(16)	運転代行業務従事者の基準	43
(17)	自動車運転代行業の認定の基準	46
2	道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）により新設又は緩和された規制	
(1)	使用条件を満たさない場合における自動運行装置の使用禁止	50
(2)	作動状態記録装置による必要な情報の記録及びその記録の保存義務の新設 作動状態記録装置の記録の提示	54
(3)	自動運行装置使用中の運転者に対する携帯電話使用等の禁止の解除	58
(4)	免許の効力の仮停止の対象行為の追加	62
3	道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）により緩和された規制	
(1)	自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通 行する場合の政令で定める最高速度の改正	66
4	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令	

の一部を改正する政令（令和元年政令第133号）により緩和された規制

- (1) 自動車運転代行業の認定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- (2) 自動車運転代行業の認定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
- (3) 特例施設占有者の欠格事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

5 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）により緩和された規制

- (1) ミニカーの積載の制限に係る規定の見直し・・・・・・・・・・79
- (2) 小型特殊自動車の積載の制限に係る規定の見直し・・・・・・・・83

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律部分）

規制の名称：風俗営業の許可の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、風俗営業の許可の基準に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの風俗営業の新規許可件数 2 万 6, 737 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる許可の取消し件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律部分）

規制の名称：風俗営業の管理者の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、風俗営業の管理者の欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの風俗営業の新規許可件数 2 万 6, 737 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる管理者解任の勧告件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により風俗営業の管理者の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律部分）

規制の名称：特定遊興飲食店営業の許可の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、特定遊興飲食店営業の許可の基準に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの特定遊興飲食店営業の新規許可件数 353 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる許可の取消し件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律部分）

規制の名称：特定遊興飲食店営業の管理者の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、特定遊興飲食店営業の管理者の欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの特定遊興飲食店営業の新規許可件数 353 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる許可の取消し件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により特定遊興飲食店営業の管理者の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（古物営業法部分）

規制の名称：古物営業の許可の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、古物営業の許可の基準に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）及び成年被後見人等に係る取消権を制限する規定を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの古物営業の新規許可件数 22 万 164 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる許可の取消し件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（古物営業法部分）

規制の名称：古物営業の管理者の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、古物営業の管理者の欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）及び成年被後見人等に係る取消権を制限する規定を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの古物営業の新規許可件数 22 万 164 件
個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要す る費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在 化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（質屋営業法部分）

規制の名称：質屋営業の許可の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、質屋営業の許可の基準に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）及び成年被後見人等に係る取消権を制限する規定を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの質屋営業の新規許可件数 303 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数 0 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる許可の取消し件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 許可申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（警備業法部分）

規制の名称：警備業の認定の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、警備業の認定の基準に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 認定申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（警備業法部分）

規制の名称：警備員の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)であることを理由に不当に差別されないよう、警備員の基準に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198,181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230,848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

（注）本基準については、事業者が適格性を判断するための基準であり、行政における事務はない

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（警備業法に関する法律部分）

規制の名称：警備員指導教育責任者資格者証の交付の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、警備員指導教育責任者資格者証の交付の基準に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 交付申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（警備業法部分）

規制の名称：機械警備業務管理者資格者証の交付の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、機械警備業務管理者資格者証の交付の基準に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 交付申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関
する法律部分）

規制の名称：インターネット異性紹介事業者の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局人身安全・少年課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、インターネット異性紹介事業者の欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までのインターネット異性紹介事業の新規届出事業者数 763 事業者
個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる事業廃止命令件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 届出処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（探偵業の業務の適正化に関する法律部分）

規制の名称：探偵業の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、探偵業の欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）令和元年から令和 5 年までの探偵業の新規届出件数 3, 831 件

個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる営業廃止命令の件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 届出申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により探偵業の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（道路交通法に関する部分）

規制の名称：確認事務の委託の登録基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通指導課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、確認事務の委託の登録基準に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198,181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230,848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 登録申請処理に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（道路交通法に関する部分）

規制の名称：駐車監視員資格者証の交付の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通指導課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、駐車監視員資格者証の交付の基準に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等の 人権の尊重等の 効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 交付申請処理に要する 費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する 負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律部分）

規制の名称：運転代行業務従事者の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）における運転代行業務従事者の基準に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198,181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230,848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

（注）本基準については、事業者が適格性を判断するための基準であり、行政における事務はない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在 化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律部分）

規制の名称：自動車運転代行業の認定の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和 6 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）における自動車運転代行業の認定の基準に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年後見制度の 利用促進効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人權の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）自動車運転代行業の年間認定申請件数

事前評価時（平成 26 年から平成 28 年までの各年中の平均値）：個人 792 件、法人 93 件

事後評価時（令和 3 年から令和 5 年までの各年中の平均値）：個人 465 件、法人 77 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	
②	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 認定申請処理に係る 費用	事前評価時	誓約書及び診断書の受理及び審査に所要の行政費用が発生するものの、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減され、所要の行政費用が削減される。
	事後評価時	誓約書及び診断書を受理及び審査する作業が増加したが、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減された。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在 化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により誓約書及び診断書を受理及び審査する作業が増加したが、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減された。
- ・本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律案

規制の名称：使用条件を満たさない場合における自動運行装置の使用禁止

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（自動運行装置が自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替することができる条件）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して自動車を運転してはならないこととする。また、本規制に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処することとする。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 道路交通法上の運転操作に関する義務を遵守することが担保されていない状況下で自動運行装置を使用したことに起因する交通事故等の発生防止の効果	事前評価時	—
	事後評価時	道路交通法上の運転操作に関する義務を遵守することが担保されていない状況下で自動運行装置を使用したことに起因する交通事故の発生件数 規制新設前：0件 規制新設後：0件（令和2年1月～令和6年3月） 本規制に対する違反行為の取締り件数 0件（令和2年1月から令和6年3月まで）

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 使用条件を満たさない場合における自動運行装置の使用禁止に要する費用	事前評価時	遵守費用は発生しない。
	事後評価時	遵守費用は発生しなかった。

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 本規制の新設に関する広報啓発に要する費用	事前評価時	本規制の新設に関する広報啓発に要する行政費用が生ずる。
	事後評価時	本規制の新設に関する広報啓発に要する行政費用が生じた。
② 都道府県警察において、本規制に対する違反行為の取締りに関する事務に要する費用	事前評価時	都道府県警察において、本規制に対する違反行為の取締りに関する事務が発生することとなるなど、一定の行政費用が発生する。
	事後評価時	本規制に対する違反行為の取締り件数 0件（令和2年1月から令和6年3月まで）

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 道路交通法上の運転操作に関する義務を遵守することが担保されていない状況下で自動運行装置を使用したことに起因する交通事故は発生しておらず、本規制に対する違反行為の取締り件数は0件であるが、今後、自動運行装置を備えた自動車の普及状況を踏まえ、交通事故等の発生状況を注視していく。
- ・ 本規制の導入により、本規制の新設に関する広報啓発等に要する一定の行政費用が発生したが、遵守費用は発生していない。
- ・ 結論として、本規制については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律案

規制の名称：作動状態記録装置による必要な情報の記録及びその記録の保存義務の新設
作動状態記録装置の記録の提示

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・自動運行装置を備えている自動車の使用者等に対し、作動状態記録装置により当該自動運行装置の代替機能の作動状態の確認に必要な情報を記録することができない状態での運転を禁止するとともに、作動状態記録装置により記録された記録を保存することを義務付けることとする。また、これらの規制に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処することとする。さらに、警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両の運転者に対し、作動状態記録装置により記録された記録の提示を求めることができることとする。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 自動運行装置を備えている自動車に対する運転継続禁止命令の適切な発出がなされる効果	事前評価時	—
	事後評価時	本規制に対する違反行為の取締り件数 0件（令和2年1月～令和6年3月）
② 迅速かつ効果的な交通事故の再発防止が推進される効果	事前評価時	—
	事後評価時	自動運行装置の使用中に発生した交通事故件数（注） 0件（令和4年～令和5年）

（注）令和3年以前は交通事故件数の統計なし

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	遵守費用は発生しない。
	事後評価時	遵守費用は発生しなかった。

■行政費用

		算出方法と数値
① 本規制の新設に関する広報啓発に要する行政費用	事前評価時	本規制の新設に関する広報啓発に要する行政費用が生ずる。
	事後評価時	本規制の新設に関する広報啓発に要する行政費用が生じた。
② 都道府県警察において、本規制に対する違反行為の取締りに関する事務に要する費用	事前評価時	都道府県警察において、本規制に対する違反行為の取締りに関する事務が発生し、一定の行政費用が発生する一方、本規制により、自動運行装置を備えている自動車の確認や整備不良車両該当性の確認や同自動車が当事者となった交通事故等の原因究明を的確に行うことができるようになり、原因究明に係る一定の行政費用の減少にも資する。
	事後評価時	本規制に対する違反行為の取締り件数 0件（令和2年1月～令和6年3月）

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 本規制に対する違反行為の取締り件数は0件であったが、今後、自動運行装置を備えた自動車の普及状況を踏まえ、違反行為等の発生状況を注視していく。
- ・ 本規制の導入により、本規制の新設に関する広報啓発等に要する一定の行政費用が発生したが、遵守費用は発生していない。
- ・ 結論として、本規制については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律案

規制の名称：自動運行装置使用中の運転者に対する携帯電話使用等の禁止の解除

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・道路交通法の一部を改正し、自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合（自動車が整備不良車両（道路交通法第 62 条）に該当せず、自動運行装置に係る使用条件を満たしており、かつ運転者が、前記のいずれかに該当しないこととなった場合に、直ちにそのことを認知し、同装置以外の自動車の装置を確実に操作することができる状態にある場合に自動運行装置を使用して運転する場合）、道路交通法第 71 条第 5 号の 5 の規定は適用せず、無線通話装置の使用及び画像表示用装置の注視の禁止を解除することとする。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合に、不要となる規制を解除することが可能となる効果	事前評価時	自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合には、同装置が道路交通法上の運転操作に関する義務に反することなく自動車を運行させるため、運転者が自ら常に自動車の前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行う必要がなくなることから、無線通話装置の使用や画像表示装置の注視を禁止する規制は不要となるため解除する。
	事後評価時	自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合に、無線通話装置の使用や画像表示装置の注視を禁止する規制を解除することが可能となった。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用は発生しない。
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 自動運行装置の使用 中に無線通話装置の 使用又は画像表示用 装置の注視が行われ ていた際の交通事故 の発生件数	事前評価時	—
	事後評価時	0 件（令和 4 年・令和 5 年）

（注）令和 3 年以前は統計なし

3 考察

- ・ 自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合には、同装置が道路交通法上の運転操作に関する義務に反することなく自動車を運行させるため、運転者が自ら常に自動車の前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行う必要がなくなることから、無線通話装置の使用や画像表示装置の注視を禁止する規制は不要となるため解除した。
- ・ 本規制緩和により行政費用は発生しておらず、令和4年中及び令和5年中に、自動運行装置の使用中に無線通話装置の使用又は画像表示用装置の注視が行われていた際の交通事故は発生していないが、今後、自動運行装置を備えた自動車の普及状況を踏まえ、交通事故の発生件数を注視していく。
- ・ なお、自動運転の技術は、交通事故の削減や渋滞緩和に資するものであるが、本規制緩和により、自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合、無線通話装置の使用や画像表示用装置の注視が許容されることとなり、運転中の利便性の向上等により、長期的には従来の車から自動運行装置を備えた車への乗り換えが進み、自動運行装置を備えた自動車の普及が進むことにより、交通事故の削減や渋滞緩和等の副次的な影響が見込まれる
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律案

規制の名称：免許の効力の仮停止の対象行為の追加

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・自動車等の運転中に携帯電話等を通話のために使用すること等によって道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条第 5 号の 5 の規定に違反し道路における交通の危険を生じさせること（以下「携帯電話使用等（交通の危険）」という。）に係る交通事故を起こして人を死傷させた場合に、当該交通事故を起こした日から起算して 30 日間の運転免許の効力の停止（以下「仮停止」という。）を行うことができることとしたもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をした者を道路交通の場から早期に排除する効果	事前評価時	携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故に関する年間の仮停止件数 約 12 件・仮停止期間（運転禁止期間）約 268 日間（注 1）
	事後評価時	携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故に関する年間の仮停止件数 6 件・仮停止期間（運転禁止期間）115 日間（注 2）
② 携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故の防止効果（注 3）	事前評価時	—
	事後評価時	携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故件数 規制拡充前：2,790 件（平成 30 年中） 規制拡充後：令和元年 2,645 件、令和 2 年 1,283 件、令和 3 年 1,394 件、令和 4 年 1,424 件、令和 5 年 1,490 件

注 1) 本規制拡充前の道路交通法第 103 条の 2 第 1 項第 2 号で規定されていた仮停止対象行為は、過去に交通違反のない者でも少なくとも 90 日間以上の免許の効力の停止又は免許の取消しとなる違反行為であったところ、本規制拡充により新たに仮停止対象行為として規定された携帯電話使用等（交通の危険）については、主に被害者が重傷以上の交通事故を起こした場合に同程度の行政処分が行われる。そのため、携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為に起因する交通事故のうち被害者が重傷以上のものに対して、本規制拡充前の道路交通法第 103 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき仮停止対象行為に対する仮停止を行った割合と同じ割合で仮停止を行うと仮定して以下のとおり推計した。

【式】

携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為に起因する交通事故で被害者が重傷以上のもののうち仮停止に至る件数 12 件（携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為に起因する交通事故のうち被害者が重傷以上のもの（196 件）×本規制拡充前の道路交通法第 103 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき仮停止対象行為に対する仮停止を行った割合（約 6.4%））×本規制拡充前の道路交通法第 103 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく仮停止期間の平均（平成 29 年中）約 22.3 日＝仮停止期間（運転禁止期間）約 268 日間

注 2) 事後評価時の仮停止件数は、評価期間内の平均値（令和元年 2 件、令和 2 年 11 件、令和 3 年 6 件、令和 4 年 7 件、令和 5 年 4 件）。事後評価時の仮停止期間は、評価期間内の平均値（令和元年 31 日間、令和 2 年 193 日間、令和 3 年 110 日間、令和 4 年 153 日間、令和 5 年 84 日間）。携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故件数の減少に伴い、事後評価時における仮停止件数及び仮停止期間は事前評価時と比較して約半数となった。

注 3) ②の指標は、事前評価書において事後評価の際の指標として記載していなかったものであるが、事後評価に向け指標として設定し、実績を把握した。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 仮停止期間中に自動車等の運転をすることができないことに伴う費用	事前評価時	本規制の対象者については仮停止の期間中に自動車等の運転ができなくなり道路交通の場から早期に排除されるものの、同仮停止期間は、その後の公安委員会による免許の効力の停止の期間又は免許の取消しに係る欠格期間に通算されるため、処分対象者が実質的に自動車等を運転できない期間は仮停止が行われなかった場合と同一である。
	事後評価時	同上

■行政費用

		算出方法と数値
① 仮停止及び仮停止処分の実施に係る事務に要する費用	事前評価時	本規制により、携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故で人を死傷させた者に対する免許効力の仮停止に係る事務が発生するが、仮停止に必要な事務は、ほとんどが既存の事務の中に吸収されるため、新たに生じる行政費用は僅少である上、同費用を独立して算出することは困難である。
	事後評価時	同上。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- 事前評価時、仮停止による運転禁止措置で危険運転者を早期に道路交通の場から排除する効果（便益）に関する指標については、運転禁止期間として年間約 268 日間と見込んでいたところ、評価期間中（5 年間）の平均値は 115 日間と半数以下であった。しかし、これは携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故件数が減少したことに伴うものであり、危険運転者を早期に道路交通の場から排除するという効果は得られている。
- また、遵守費用については、本規制の対象者については仮停止の期間中に自動車等の運転ができなくなり道路交通の場から早期に排除されるものの、同仮停止期間は、その後の公安委員会による免許の効力の停止の期間又は免許の取消しに係る欠格期間に通算されるため、処分対象者が実質的に自動車等を運転できない期間は仮停止が行われなかった場合と同一である。
- さらに、本規制により、携帯電話使用等（交通の危険）に起因する交通事故で人を死傷させた者に対する免許効力の仮停止に係る事務が発生するが、仮停止に必要な事務は、ほとんどが既存の事務の中に吸収されるため、新たに生じる行政費用は僅少である上、同費用を独立して算出することは困難である。
- 結論として、本規制拡充については、交通事故の発生状況に応じて効果測定の指標である仮停止件数や仮停止期間（運転禁止期間）の増減が想定されるものの、危険運転者を早期に道路交通の場から排除する効果（便益）、また、それによって、発生する可能性があった交通事故を防止するという効果（便益）は十分に得られており、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の政令で定める最高速度の改正

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条の委任を受けた道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 11 条、第 12 条第 3 項並びに第 27 条第 1 項及び第 2 項により規定された自動車が本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の最高速度を本線車道を通行する場合のものと同一とすることとしたものの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☒想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 安全・円滑な合流（注１）・分流（注２）の促進効果	事前評価時	—
	事後評価時	本規制緩和により、安全・円滑な合流・分流に大きな影響は見られなかった。
② 自動運転車による安全な合流・分流を可能にする効果	事前評価時	本規制緩和によって、自動運転による安全な合流・分流が可能となる。
	事後評価時	本規制緩和によって、自動運転による安全な合流・分流が可能となった。

（注１）加速車線から本線車道への合流

（注２）本線車道から減速車線への合流

（参考）

○ 交通事故の発生件数

【合流時】規制緩和前：平均 16.67 件、規制緩和後：平均 19.67 件

【分流時】規制緩和前：平均 29.33 件、規制緩和後：平均 28.67 件

○ 死亡・重傷事故の発生件数

【合流時】規制緩和前：平均 2.6 件、規制緩和後：平均 2.0 件 【分流時】規制緩和前：平均 0.33 件、規制緩和後：平均 2.33 件

※ 交通事故、死亡・重傷事故の発生件数について、規制緩和前については平成 29 年～令和元年、規制緩和後については令和 3 年～令和 5 年の平均

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 最高速度の変更に伴う費用	事前評価時	行政費用は発生しない
	事後評価時	行政費用は発生しなかった

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 本規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	負担はない
	事後評価時	負担はなかった

3 考察

- ・ 高速道路における合流・分流時の交通事故発生件数自体が比較的少ないため、本規制緩和前後の交通事故発生件数の状況について一概に比較することは困難であるが、合流時の交通事故につき、全体の発生件数は増加している一方、死亡・重傷事故の発生件数は減少しており、また、分流時の交通事故全体の発生件数は減少していることを踏まえると、本規制緩和は安全・円滑な合流・分流の促進に大きな影響を与えたとはいえない。
- ・ 他方、本規制緩和により、以前は自動運転による高速道路における合流・分流が困難であった状況が改善され、自動運転実用化後の自動運転による安全な合流・分流が可能となり、合流・分流を自動運転によって行う場合であっても、交通の安全と円滑の確保が可能となることから、自動運転車への好意的な理解が促され、長期的には従来車から自動運転車への乗り換えが進み、自動運転車の普及が進むことにより、交通事故の削減や渋滞緩和等の効果が見込まれる。
- ・ 本規制緩和に伴う行政費用は発生しておらず、顕在化する負担もない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令部分）

規制の名称：自動車運転代行業の認定の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 26 号）において、自動車運転代行業の認定の基準に設けられた成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の該当性を含む欠格事由の該当性を確認するための申請書の添付書類として規定されていた戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）について、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう同基準に設けられた欠格条項が削除されたこと、また、「申請負担軽減対策」（平成9年2月 10 日閣議決定）及び「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－結果に基づく勧告」（平成 29 年3月総務省。）を踏まえ、戸籍謄本等に代えて住民票の写しを添付書類とすることとするもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 申請者の負担軽減効果	事前評価時	戸籍謄本又は戸籍抄本の添付（自動車運転代行業の年間認定申請件数 個人 751 件・法人 91 件）
	事後評価時	住民票の写しの添付（自動車運転代行業の年間認定申請件数 個人 465 件・法人 77 件）

注 1) 事前評価時の年間認定申請件数は、平成 27 年から平成 29 年までの各年中の申請件数の平均値を基に推計、事後評価時の年間認定申請件数は、令和 3 年から令和 5 年までの各年中の申請件数の平均値を基に推計。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 住民票に基づく認定基準への該当性の判断に要する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・ 事前評価時の年間認定申請件数と比較して事後評価時の年間認定申請件数は減少しているが、事前評価時に想定されなかった負担等は発生していないことから対応の変更は不要である。
- ・ 結論として、本規制緩和について、申請書の添付書類が戸籍謄本等から住民票の写しになったことにより、取得の費用・手間の面から申請者の負担が軽減されたほか、本規制緩和により顕在化する負担も発生していないおらず、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じていない。したがって、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令部分）

規制の名称：自動車運転代行業の認定の基準

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 26 号）において、自動車運転代行業の認定の基準に設けられた成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の該当性を含む欠格事由の該当性を確認するための申請書の添付書類として規定されていた成年被後見人等とする記録がない旨の登記事項証明書について、成年被後見人被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう同基準に設けられた欠格条項を削除されたことを踏まえ、登記事項証明書に代えて、国家公安委員会規則で定める書類（誓約書及び診断書）を添付書類とすることとするもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年後見制度の利用促進効果	事前評価時	
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人權の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

（参考）自動車運転代行業の年間認定申請件数

事前評価時（平成 26 年から平成 28 年までの各年中の平均値）：個人 792 件、法人 93 件

事後評価時（令和 3 年から令和 5 年までの各年中の平均値）：個人 465 件、法人 77 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	
②	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 認定申請処理に係る費用	事前評価時	誓約書及び診断書の受理及び審査に所要の行政費用が発生するものの、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減され、所要の行政費用が削減される。
	事後評価時	誓約書及び診断書を受理及び審査する作業が増加したが、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減された。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・ 本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・ また、本規制緩和により誓約書及び診断書を受理及び審査する作業が増加したが、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減された。
- ・ 本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：特例施設占有者の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：長官官房会計課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、特例施設占有者の要件に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって、特例施設占有者の業務の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設したもの。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等 の人権の尊重等 の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 指定の申請処理に要 する費用	事前評価時	新たな行政費用は発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（注）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、規制緩和前の申請書の添付書類である誓約書に、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に実施することができない者に該当しないことを誓約する旨を記載したものを提出させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在 化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令

規制の名称：ミニカーの積載の制限に係る規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 57 条第 1 項の委任を受けた道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条第 2 号に規定された積載物の重量制限を、ミニカー（普通自動車のうち、総排気量については 0.050 リットル、定格出力については 0.60 キロワット以下の原動機を有するものをいう。以下同じ。）で積載装置を備えるものについては 30 キログラムから 90 キログラムに引き上げることとしたもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 最大積載重量の 引上げによる小 口配送等の手段 の拡充効果	事前評価時	—
	事後評価時	ミニカーで積載装置を備えるものについて、90 キログラムまで積載することが できることとなり、小口配送等の手段の拡充に寄与した。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用は発生しない。
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在 化する負担	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

（参考）

- ミニカーによる交通事故の発生件数（注1）規制緩和前：平均 324 件規制緩和後：平均 436 件増加率：134%
- ミニカーによる死亡・重傷事故の発生件数（注1）規制緩和前：平均 34.5 件規制緩和後：平均 38.5 件増加率：111%
- ミニカーの登録台数（注2）規制緩和前：94,229 台（令和元年）規制緩和後：106,429 台（令和5年）増加率：112%

（注1） 交通事故、死亡・重傷事故の発生件数について、規制緩和前は令和元年・令和2年、規制緩和後は令和4年・令和5年の平均。ミニカーによる交通事故の発生件数は規制緩和前と比較して増加している一方、ミニカーの登録台数自体が増加しており、また、死亡・重傷事故の増加率が交通事故全体の増加率と比較して低いこと、交通事故統計上、積載物の重量制限を緩和したことを直接的な原因とする事故の増加を示す数値が存在しないことを踏まえると、ミニカーによる交通事故の発生件数等はおおむね想定どおりであり、規制緩和による負担が顕在化している状況にはない。なお、走行実験により、積載物の重量制限を緩和したミニカーの安全性は確認されている。

（注2） 登録台数は、総務省による「令和元年度 市町村税課税状況等の調」「令和5年度 市町村税課税状況等の調」による。

3 考察

- ・ 本規制緩和はミニカーの最大積載重量の引上げにより小口配送等の手段の拡充に資するものである。
- ・ また、本規制緩和による行政費用は発生しておらず、本規制緩和により顕在化する負担もない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当であるものと考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令

規制の名称：小型特殊自動車の積載の制限に係る規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 57 条第 1 項の委任を受けた道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条第 2 号に規定された積載物の重量制限につき、小型特殊自動車に積載装置を備えるものに関しては 500 キログラムから 700 キログラムに引き上げることとしたもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 最大積載重量の 引上げによる農 業の生産性の向 上効果	事前評価時	—
	事後評価時	小型特殊自動車で積載装置を備えるものについて、700 キログラムまで積載することができることとなり、農業の生産性の向上に寄与した。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用は発生しない。
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和による顕在 化する負担	事前評価時	副次的な影響及び波及的な影響はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

（参考）

○ 小型特殊自動車による交通事故の発生件数

規制緩和前：平均 230 件

規制緩和後：平均 226 件

○ 小型特殊自動車による死亡・重傷事故の発生件数

規制緩和前：平均 86 件

規制緩和後：平均 80 件

（注）各数値について、規制緩和前は令和元年・令和 2 年、規制緩和後は令和 4 年・令和 5 年の平均

3 考察

- ・ 本規制緩和は、小型特殊自動車の最大積載重量の引上げにより、農業の生産性の向上に資するものである。
- ・ また、本規制緩和により行政費用は発生しておらず、顕在化する負担もない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当であるものと考察する。